

第二十六回

参議院地方行政委員会議録第二十八号

昭和三十一年四月二十三日(火曜日)午前十時四十九分開会

委員の異動

四月二十日委員山本經勝君辞任につき、その補欠として木下友敬君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

本多 市郎君

大沢 雄一君
加瀬 完君

伊能繁次郎君

小林 武治君

安井 謙君

吉江 勝保君

占部 秀男君

鈴木 寿君

森 八三一君

大久保留次郎君

田中伊三次君

横山 和夫君

加藤 精三君

小林與三次君

認めて、さよう決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 次に、連合審査会の開会についてお詫びいたしま

事務局側

常任委員

自治厅財政部長

本日の会議に付した案件

○理事の辞任

○連合審査会開会に関する件

○消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣審査)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(本多市郎君) これより委員会を開きます。

委員の異動がございました。去る二

十日山本經勝君が辞任されまして、木

下友敬君が補欠選任されました。また

本日成田一郎君が辞任されまして、森

田豊壽君が補欠選任されました。

以上御報告いたしました。

○委員長(本多市郎君) 次に、理事の

辞任についてお詫びいたします。

理事小林武治君より、書面をもつて

理事を辞任したい旨のお申し出ですがご

ざいました。小林君の理事辞任を許可

することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと

認めます。

す。昨日委員長及び理事打合会を開き、協議いたしました結果、ただいま内閣委員会において審査中の給与法について、連合審査会を開くことを決定いたしました。つきましては、理事会決定通り、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会に対し、連合審査会開会の申し入れを行ふこととして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

百七号として公布され、昭和三十一年十一月二十日から施行されたものであります。また、同日付をもつて消防団員等公務災害補償責任共済基金も成立いたしました。つきましては、この基金法の審議の過程におきまして、水防団員等に付金に関する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会に対し、連合審査会開会の申し入れを行ふこととして御異議ございませんか。

○國務大臣(田中伊三次君) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年創設されました国有資産等所在市町村交付金の制度は、固定資産税を課さないものとされていた国または地

方公共団体が所有する固定資産について規定しても、そのうち国または当該地方公共団体以外の者が使用している固定資産、

市町村の土地及び発送電施設の用

に供する固定資産については、現に固

定資産税の課されている他の同種の固

定資産との均衡及び当該固定資産と所

在市町村との間における受益の関係等

を考慮して、所有者たる国または当該

地方公共団体から固定資産税相当額を

定めることとされています。右の経緯にかんがみ、水防

団員等に対する損害補償の現状を検討

いたしました結果、非常勤の水防団員等と同様に、この基金において市町

村その他の水防管理団体の支払責任を

負担した者についても、非常勤の消防団員等に対する損害補償の確立のために

最も適切な措置であると考えましたの

で、今回消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案と

ついて、説明を聽取いたします。

○國務大臣(大久保留次郎君) 今回提

案いたしました消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を

御説明申し上げます。

消防団員等公務災害補償責任共済基金は、第二十四回国会において成立

付金及び納付金に関する法律の一部を

供施設等所在市町村助成交付金に關す

る法律案及び国有資産等所在市町村交

域内に広大な面積を占有し、かつ、市

資産税を課されているものとその性格または使用の実態の異なるものがありますし、また、飛行場や演習場の供施設等所在市町村助成交付金に關する法律案及び国有資産等所在市町村交域内に広大な面積を占有し、かつ、市

町村の財政に著しい影響を及ぼしているものが存するのであります。

このような事情によりまして、当委員会からも、これらの施設所在の市町村について適切な財政措置を講すべき

旨の御決議をいただいたのであります
が、これらの固定資産を直ちに国有資
産等所在市町村交付金の対象に加えま
すことは、資産の性格上若干問題のある

ることでもありますので、この御決議にこたえ、かつては、これらの施設所在の市町村に財源を与えるため、別途国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付するものとする制度を創設いたしました、その交付を受ける市町村、交付の基準等につきまして、所要の規定を設ける必要があるのでござります。これがこの法律案を提案する理由でござります。

次に、この法律案の具体的な内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、本町成交付金の交付を受け
る市町村は、すでに御説明いたしまし

たように、國が所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第二条の規定により使用させていたる固定資産並びに自前で購入する飛

は、さらに政策で定めることになつてゐるのであります。現に固定資産税を課されております同種の固定資産との均衡等も考慮して、おおむね、住宅施設の用に供する固定資産、福利、厚生または娛樂施設の用に供する固定資産、工場、倉庫及びドックの用に供する同定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村といたしております。固定資産の範囲は、

供する固定資産、飛行場及び演習場の用にと考へてゐるのであります。

第二に、本助成交付金の額は、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して決定するものといたしております。具体的な交付の基準は、政令で定めますのであります。が、原則として、本助成交付金の交付対象となる固定資産の価格を基礎として算定した額によるものとするとともに、とくにこれらの固定資産が所在することによって財政の運営に著しい支障があると認められる市町村に対しましては、その財政の状況等を考慮して算定した額を加算するものといたしたいと考えてゐるのであります。なお、本助成交付金の総額は、昭和三十二年度におきましては、五億円を予定しております。

第三に、本助成交付金の算定及び交付に関する事務は、自治庁長官が行うものとされているのであります。が、その交付時期等につきましては、政令で所要の規定を設けることといたしております。

以上が、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案の趣旨でございます。

なお、統いて、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

すでに本国会におきまして成立いたしております地方税法の一部を改正する法律によりまして、大規模な償却資産に対する課する固定資産税につきましては、所在市町村の課税限度額の引

き上げが行われているのであります。国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度は、國もしくは地方公共団体または公社が、その所有する固定資産税にかかる固定資産税相当額を固定資産税にかえて所在市町村に交付し、または納付する制度でありますから、固定資産税の課税限度額の引き上げに対応して、大規模の償却資産にかかる市町村の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額につきましてもこれを引き上げる必要があります。さらに、日本国有鉄道が直接その本来の事業の運用に供するために借り受けている車両につきましては、その使用の実態によりまして、これを市町村納付金の対象とするものとするほか、所要の規定の整備を図る必要があります。これがどの法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、市町村納付金の客体に日本国有鉄道の使用する民有車両を加えたことであります。さきに述べましたように、日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するため車両製造業者より借り受けている車両につきましては、その使用及び借り受けの実態にかんがみ、所有者に固定資産税を課するかわりに、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなしまして、市町村納付金の客体とすることを適当と考えたからであります。

第二は、大規模の償却資産にかかる市町村の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額は、改正されましたが固定資産税の場合に準じまして引き上げることとしたのであります。大規模の償却資産に対する固定資産税に

ついての所在市町村の課税限度額が引きの地方税法の改正に際して引き上げられましたので、これに対応して、人口段階ごとにきめました該当資産の価格の限度額を引き上げるとともに、これらの制度を適用した結果当該市町村の基準財政収入見込額が基準財政需額の一定割合に相当する額を下回ることとなるときはその割合に相当する額となるまで課税限度額を引き上げるものとする財源保障率を現行の百分の百二十から百分の百三十に引き上げ、また、新たに建設された工場または発電所の用に供する大規模の償却資産につきましては、右の財源保障率を、当該償却資産について市町村交付金を交付することとなつた最初の年度から五年度間に限りまして特に引き上げるものとしているのであります。なお、公社が所有する償却資産で、鉄道または電気通信の用に供するものうち総理府令できめるものにつきましては、大規模な償却資産にかかる市町村の納付金算定標準額の限度をきめる規定は、これは適用しないものといたしております。これは、自治府長官が價格を関係市町村に配分いたしております日本国有鉄道または日本電信電話公社の所にあるする償却資産のうち、軌道の延長キロメートル数または開通電話の数に按分して配分しているものにつきましては、その配分方法の特殊性にかんがみ、このような償却資産について納付金算定標準額の制限規定を適用することは適当でないと考えられることによるものであります。

において、その配分した価格に錯誤があることを発見いたしました場合においては、翌年度においてこれを修正するものとし、また、交付金算定標準額または納付金算定標準額の端数計算につきましては固定資産税の課税標準額の端数計算の、交付金額または納付金額の端数計算についても固定資産税額の端数計算の、それぞれ例によるものとする等の規定の整備をはかつております。

以上が国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○委員長(本多市郎君)　ただいま説明を聴取いたしました三法案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(本多市郎君)　次に、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案の提案理由説明は、すでに聴取いたしておりますが、この際、さらに内容の詳細について、政府委員より説明を聴取いたします。

○政府委員(小林與三次君)　お手元にお配りしてござります、「地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法」の一部を改正する法律案要綱、これに基きまして簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

その一つは、地方財政法の改正でございます。

一は「地方公共団体は、予算を編成し、執行し、その他支出の増加又は収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の健全

さいような土地の、何と申しますか、
地方団体の特色によって、いろいろ複
雑な事情があると思うのですね。かり
に、この中でどういったものが指定され
るか、政令で見ないとわからぬので

○政府委員（小林與三次君） 病院はこの中には入りません。ですが、たとえば、病院のような場合も、やはりこの中に入りますか。

○政府委員(小林與三次君) そういうわけですね。
○占部秀男君 そうですと、主として
土木関係のものが多、つねさう。

○政府委員（小林與三次君）今申しま
した通り、簡易水道が典型的なものだ
と思います。普通の上水道は十分企業
として成り立ちますが、簡易水道はそ
うはないかない。そこで、御承知のよう

を起債でみよう。それから港湾につきましては、埋立事業です。普通の岸壁とか、護岸とか、それはもちろん、一般公共事業で全部まかなんうのでござい

○加瀬亮君 今御説明の、新らしく入りました四条の二、これを特別入れなければならない理由は何ですか。
○政府委員(小林與三次君) これは、

方財政運営の基本」と書いてあります。いえ、地方財政の健全な運営を考えると、当然こういうことを考えるのは当りままだという理屈も成り立つだろうと思うのであります。しかしそこで、三条と四条で「予算の編成」とか、「予算の執行等」につきまして、分けで原則を書いておるわけです。そこ

○政府委員(小林與三次君) それは、この法律は別に、運営の基本方針でありますから、強制力どうこうといふ問題ではなくございませんが、現在二条を基礎にして、三条、四条、それから四条の二つ、いう、年度間の財源調整の規定も実はあるわけです。これは、財源の点から見ただのでございまして、いわばその趣提として、まず、そもそもこういう行為をやる場合には、数年度にわたる財政運営を考慮をするということを、さればやっぱり、はつきりとしておいた方がよからう。明確にしておけば、それぞれこういう条章を基礎にして、自治団体が自主的な財政運営をやるだるう。それを期待しておるわけでござります。

○加瀬亮君 そこで、地方財政法というものを尊重して、地方団体が財政運営をしなければならない、また尊重するような一つの風習といいますか、財政運営の確実性といいますか、こういうものを助長しなければならないといふ点は、私どもも同感であります。それならば、やはり第一条の二項の「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」こういう条項がありますね。それと、一部修正が出ておりますけれども、地方財政再促進特別措置法といふものは、この第二条の二項の精神からいえば、非常にまだ改正しなければならない点が多くあると私どもは思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(小林與三次君) 再建促進法につきましては、まあ、いろいろ御

議論があり得ると思ふのでござります。われわれも、全然問題が一つもいといふ氣はございません。この改を考へる場合、いろいろ検討をいたされたのとござりますが、今回の段階にござましても、なお改正する必要もあるまい。滑り出したばかりで、ようやく再建団体が再建計画を基礎にして再申請をやり出しておりますのでござりますから、その状況推移を見て考へたい。幸いにして、多少財政状況も一般的によくなつておる状況でもござりますので、その運営を見て、なおかつ、問題等から陳情が私どもの方に出ておりまして、これはおそらく自治厅でも御存知だらうと思いますが、結局行政に、たびたびここで問題になるよう、各団体間が格差を生じておるので、もつと標準の行政が行なえるような財政措置といふものを講じてもらわなければならぬといふふうな点が述べられておるわけでござりますが、こういう点は、自治厅は賛成なさいますか。

○政府委員(小林與三次君) 今、加瀬委員のおっしゃいましたのは、指定事業についての陳情だと思いますが、そろではありませんか。

○加瀬完君 指定事業、その他あんまり

いますね、

ております。これは、財政再建促進特別措置法の政令の問題でございまして、これにつきましては、われわれもいろいろな公共事業をやる場合には、現行の政令が十分だとは考えておりません。御案内の通り、再建団体がこの仕事は、過去二十七、八、九年度の七五%の仕事を押えなれば、補助率を二割かさ上げをしてやうと、こういう建前になつておられます。過去の三年間の七五%ということが実は建設になつておるのでございます。これは、その作つたときには、その作つた理屈はあつたらうと思います。一般的に国の公共事業が伸びる場合には、再建団体におきましても、当然に再建計画上支障がない限りは、公共事業はさせるのは当然であります。單に過去の何パーセントと、こういう組み方をすることが私は必ずしも適当ではあるまい。こういうて、この政令につきましては、全面的に検討しようといふの考え方で実はやつております。大体ごとし、事業は三〇%くらい、ほかから見るとふえておるのであります。そうすれば、再建団体におきまして、これらくらいの仕事を伸ばしてやる必要がある。特に再建団体は、未開発地帯が多いのであります。そういうところでは、公共事業のある程度やつて、開発の基礎を固めておかなかつたならば、再建期間は七ヵ年なり八ヵ年、長いものは何年もかかると、経済的格差が大きくなるばかりでございます。そういう意味で、それはできるだけ、そういう權衡不權衡の生じないような

仕事がやり得るよう、事業上の考え方を根本的に変えたいというので、まあ折衝をいたしております。

○加瀬完君 知事会の指摘しておりますは、主として指定事業であります。行政の格差を生じておるのは、指定事業のみにとどまらないと思う。投資的経費といいますか、指定事業の關係を大きく引つくるめれば、投資的事業関係はいくらかワクをゆるめよう。う御意向が、自治厅においても政府においてもあるように、われわれもその点よくわかります。しかし、格差を生じておるのは、一般行政の面でも格差を生じておる点は多々ある。こういう点について、あまり積極的に触れていられない。その格差を生じておる原因がやはり会計法にある。基因しておるところが多いと思う。こういう点を自治厅としてどのように捕捉しておられるか。

○政府委員(小林與三次君) 一般的な行政も、再建団体が再建計画を達成するため、いろいろ財政的の運営上相

当切りつめておるということは、これは私は事実だと思います。しかし、これはまあ、再建法そのものの法律的な規制から来ておるものはないのであります。まあ再建計画そのものを立てられるか立てられぬかといふ、それぞれの団体の実情の問題だらうと思います。法令上きちつと、動きがつかなくなつておるのがいわゆる指定事業でございまして、指定事業は、ある程度補助率を高めなければやりようがない。しかしながら、再建団体にだけ特別に金をたくさん出してやつて、どれだけでも仕事をさせるというわけにはいかぬ。こういうので、一応基準事業量と

いう考え方をとりまして、ある程度仕事を保障するかわりに、仕事の総額は多少は減つてもやむを得ない、こうい

う考え方をとつておるのでございまして、法令上の問題というよりも、そ

れぞの団体の再建計画の立て方の問題、立て得る赤字の額と、それを解消し得る團体の財政力とのこれは相関的

なからみ合ひの問題だらうと思うのでござります。ですから、この問題を合

理的に解決するためには、むしろやっぱり一般財源の補強の問題として考

えなくちやならないのじやないか、この再建法そのものの制度的の改廃に

よつては、その目的は達し難い。そういうわけで、われわれといたしまして

は、一般的に財源を増強する問題として、その改善をはかつていいきたい、こ

ういうふうに存じておるのでございま

す。

○大沢雄一君 私、再建団体の指定事

業のことが論議されておりますので、これに関連しまして、お伺いやら希望

やら申し上げたいと思いますが、現在、指定事業の内容、種別等について

も再検討が行われておりますようか。

○政府委員(小林與三次君) 事業の内

容につきましては検討をいたしており

ます。まあお尋ねでござりますから、

一つ議論になつておる問題を申し上げ

ますといふと、大きなのは造林、林道

がともなりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普通公事業と違うじゃないかといふ議論がござります。それから林道につきましても、民有林道については受益者

負担金を取るので、特に国が高額補助をする必要はないのじやないか、こう

いうので、これはちょっと話がつかぬ

のでござります。その他、砂防とかそ

の他の問題につきまして、地すべりと

かいうような問題につきましては、ま

あほんどこれは字句整理程度のもの

かと思いますが、今まで落ちておつた

ものを、規定を整備いたしたいと存じております。

○大沢雄一君 そこで私、お願いした

いのでございますが、指定事業の指定

の際、たとえば、同じ河川の橋梁にい

たましても、これが両県にまたがつ

ておるというような仕事があるわけで

ござります。そういう場合に、注意を

して御指定を願いませんと、他の関係

県が事業の進行上非常に迷惑を受ける

ことがあります。そういう場合に、注意を

しておられますから、それを勘

察して、自主的に地方団体において、

財政的な事情とともにらみ合せて再建

計画を変更する権限というものを地方

にもつと留保されてもいい、こういう

点については、どのように自治厅は考

えておられますか。部分的な修正、部

分的な変更というものはお考えになつ

ておられるようですが、基本的な地方

の自主権といいますか、自治権とい

ますが、こういうものがある程度生か

してやるといいますか、そういう立場

で、幅を持った変更ができる権限とい

うものを復活するといいますか、こう

いうことは、もう少し考えてもらつて

もらひんじやないかと思いますが、こ

の点どうでしようか。

○政府委員(小林與三次君) これはど

もつともでござります。われわれとい

う問題があつております。なお、この市町

村の問題につきましては、従来いろいろ

中央に来て、めんどうくさいとい

べきだらうと、基本的にそなういう

問題があつております。これはもう、ほとん

ど大権に市町村の計画変更の問題は、

府県にこの四月から下すことについた

森林資源の開発という問題がありまし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしましたが、幸いにいたし

て、これを入れたらどうかと議論をい

たしておるのでございますが、これに

つきましては、なかなか政府部内で話

がまとまりません。と申しますのは、

造林、林道は木を植えることでござ

りますから、将来、当然それは、いわ

ば造林財産としてのものであつて、普

通公共事業と違うじゃないかといふ議

論がございます。それから林道につきま

しても、とてもそれはやれそうもない

森林資源の開発という問題があつて、

幸いにいたしました

に考えて参りたいと存じております。

○加瀬完君 この改正案の中に、退職
債の問題がありますが、現在退職債の
借り入れ状況といいますか、府県だけ
の単位でもいいですか、どんなふう
になつておりますか。それから本年あ
たり、この退職債による整理状況とい
うものがどんなふうになつています
か。具体的に言いますと、退職条件と
いうものが退職債を借り入れることに
よつて何か特別な方法が考えられた
か、あるいはまた、その退職債とい
うものを利用することによつて、特別行
政整理の進捗といふのが具体的に現わ
れているかといったような点につい
て、御調査がありましたら、お話をいた
だきます。

○政府委員(小林與三次君) 退職債の
起債の状況は、実は三月五日現在でござ
いまして、その後これはもう少し、
三月一ぱいでは、もつとこれは進んで
おるはずでございますが、団体数が四
百三十二、許可額が八十四、それから
該当人員数が二万九千九百人、こうい
う数字が一応ございます。しかし、実
際問題といたましくては、もう退職債
は、いわゆる積極的な行政整理とい
うもののとうげも、大体三十一年度で大
きなところは越しております。あと特
殊な団体は、もちろん三十二年度に
残つておりますが、大勢は大部分越
しておりまして、この金額のうちに、
いわゆるほとんど新陳代謝と見ていい
ものが実は相当に入つておるはずでご
ざいます。その内訳がはつきりわか

りませんが、ほんとうに毎年絶対的にある程度行われるものは除きますと、少し大幅の新陳代謝とみなすべきものについては、できるだけ退職手当債として見てやろうというわけで、この勘字をきめたのでございます。この手当債によりまして、今言う行政整理そのものが何か特別にどう行われておるか、こういう問題は、私は、特殊な再建団体等は別といたしまして、もうありますまいのじやないか、むしろ高給の者齢者にやめてもらつて、そして新しく若い人を探りたい。それがために退職の手当の財源がないというものが大半の大勢だらうと思います。そこらのこまかい資料は、ちょっと今手元にございませんが、大づかみに申しますといふと、それがその傾向だらうと存じております。

しておったろうと思うのでござります。これは、退職債の問題と直接関係はないございませんで、退職債は、結局これに要する財源を一般財源でやるか、退職債でやるか、こういう問題でございまして、大ていある程度の数字をえておるところは、その資金を起債の方に求めておるのでござります。これは、再建団体だけに限りませんで、再建団体でも、みんな起債に求めると思ひます。お尋ねの問題は、むしろ具体的の、退職の条件の問題で、いかがいいか悪いか、厚いか薄いか、ういうような問題が中心じゃないだうかと存じます。

○加瀬完君 退職債というものが生れた経過を考えますと、再建団体が建設画を進捗していく上には、どうしてもやむなく人員整理をせざるを得ない。特別な人員の縮減計画といふもの条件にも特別な方法を考えなきゃならない。といって、一般財源はない体でありますから、退職債といふものを考えてやろうという形で、退職債いうのが再建計画の中に大きく浮上ってきたと思うのであります。ところが、現実の退職債といふものは、一団体に非常に使われておるかといふと、再建団体は、新しく赤字のふえのをおそれて、なるべく退職債を借らないという方法をとつておるところが多いのではないかと思う。そのたゞに、整理をしなければならないけれども、特別な条件はつけたくない。退職債といふ新しい負担を生じたくない。そこで、過酷な条件で退職を進めてしまう、こういったような事例が再建団体に多いと私どもは承知をしておるわ

まほそ、その保考されざる問題のうちの一つであります。再建団体におけるこの点は、さうではないのですか、こういう点です。

○政府委員（小林興三次君）それは、今お話をようなどとは、私はないつでございまして、そのためにつけておることでござります。財源として退職債は、まあ公債償還債ならば、これはつけておるはずであります。私はながろうと思うのでござります。将来にあとに尾を引くからといって、退職債を遠慮して計上しておること、自治庁といいたしましても、必要な追債ならば、これはつけておるはずであります。具体的な問題は、そうじまざいますしに、一般の退職条件としての退職の計算の仕方が、多少団体によって得るのじゃないか、こういう問題をいたしましては、国の退職金の法律ございまして、その法律に準ずるところに、地方では条例を作っているはずでございまして、大体国並みのこととはやつておるはずだと思ひます。それは、國並みの退職金は当然にやつておらないのじやないか。再建団体人員の整理をするということは、至上命令みたいな形でかぶさつておりますから、人員の整理はするけれども、何とか退職債によらない方法といふものでやつておるといふのと、再建団体の大体の傾向じやないか。十一年度以降、再建団体で、退職債

、そ
な人員
団体
す。お
は、そ
てはも
るうま
ます。そ
は忘
ります。
だ、非
再建
とい
に差
につ
う運
と、
治厅
い。
るの
くと、
れど
字の
借り
ので、
初め

計画したような整理の進捗率というものがあげ得ない、また、その関係の公務員は、他の再建団体でない公務員の退職と比べると悪い条件に置かれておる、これが大体今の傾向ではないか、こういう点を伺つておるんです。

○政府委員(小林與三次君) そこは、どうもちょっと、私の方の認識は違

まして、借り惜しみをしておるということは私はないとと思うのです。借り惜

しみをしておるがために退職の条件が逆に悪くなつておると、こういう点を御心配のようでございますが、退職の条件といふのは、条例でびしつときめ

ておりまして、その条例は、国家公務員に準ずる扱いをいたしておるのでございまます。それでございますから、そ

の条件通りのことはみなやつております。何か具體的事例でもあれば、一つ御連絡願い

求めておる。再建団体が退職債を借り惜しみをするといふことは、私は実はないはずだと存じております。何か具

体的事例でもあれば、一つ御連絡願いたいと思います。

○加瀬完君 逆に、それじゃあなたの方で、退職債を借りておる団体の、府県だけでもいいから、団体の名前、それから退職債の額、それから、退職債による整理人員、それから退職の条件、この一覧表を出して下さい。

○政府委員(小林與三次君) 府県別に数字と金額は、これは許可しておりますから、私の方でもすぐわかりますから、まあここにも、ちょっと古いですが、資料がありますから、いつでも報告いたします。それから、退職の条件

といふのは、今のお話通り、退職金の対する条例の問題でございまして、これは、今私のところの手元にござい

ません。準則はもちろんございます。準則はもちろん差し上げていいと思いま

すが、府県の個々の条例になれば、少し集めなければ、手元にないのでござ

ります。

○加瀬完君 私がこういうことを伺つておりましては、結局再建計画を実施

したあとからの退職債に対しても利子補給をするということは、非常に必要なことだと思います。このことについ

ては、私は法案そのものについては賛成なんです。しかし、こういうような利子補給をしなければならないという現

実は、今私がいろいろと伺いましたように、現実は、退職の条件というのが、

再建団体は再建団体でない団体に比べて非常に悪い。退職債を借りて、もつと

優遇すればいいじゃないかといふこと

であつたはずなんだが、その退職債を借りて優遇するといふことも考えてお

らない。具体的に言ふならば、たとえば東京都と、どこでもいいです、再建団体

よくわかりました。結局私は、退職債の問題でなしに、退職の条件の問題だと思います。それぞれの府県が退職す

る場合の手当の出し方の問題でございまして、きまつた出し方につきまして

は、必要な起債をつけておるわけですね。これは、東京の話が出たから、あ

るいは東京に比較がありましょくと思

ますが、多いにこしたことばございまして、私は、その条例の線は、どこの

県も、再建団体でも、みんなやつてお

るはずだと思います。だから、一部の富裕な県がそれよりも条件がいいとい

うものがあるから、その比較が出てくる問題じゃないか。われわれとい

たしましては、やっぱり国並みにやる

といふのがあるから、そとの比較が出てゐるところの権利とい

うのですが、この再建法そのものの中

で与えられているところの権利とい

うのですが、この再建法そのものの中

で見えられているところの権利とい

ては、利子補給をしたって、再建債の借り手がなければ、利子補給の意味がないじゃないか。法律を改訂した意味がない。そこで、利子補給をして再建債を借りまして、そして今までのところの退職債が確実に目的を達するような行政措置といふものを行なわなければ意味をなさない。その行政措置を伴つてないと思うので、この点、御留意を願いたいということなのです。

○委員長(本多市郎君) 他に御質疑はございませんか。

○鈴木善君 実は、委員長にお願いしたいのですが、直接きよろのこの改正部分に対するそれではなしに、再建法なり、そういうものに関連したいいろいろの問題についてお尋ねしたいことがあります。それは、いかにも許されますが、私は、そたとでは地方財政計画といふような格好でもお許しいただければ、さうはやめますが、私やるとすれば、もう二、三時間ほどある……。

○委員長(本多市郎君) ただいまの質問、いつでもけつこうございます。地方制度全般の改正についての検討は、そういうことで後日研究を……。○占部秀男君 希望だけ。さつきお伺いした第六条の問題ですが、小林さん。この政令をきめるときに、事業対象、対象となる事業をよく一つ調べておられます。歩くと何か二、三人でちょっとこやつてあるところがある。特別会計にして、それではんとうにいいものかどうか

かという、かえつて特別会計にしたことの方が複雑になってしまった、どうもやりにくいことが私は出てくる

と思ふ。そういう点の何か幅のあるものを考えていただかなければならない

かわからぬ。急に今使つたために埋め立てる場合と、長い将来に備えてやる場合とあると思うのです。その場合に、それを特別会計にして、実質的に経理が償わないような格好で、ずっと

と長くやっていくことがいいのかどうかといふこともありますし、これは、今の占部君のお話のように、政令としてきめる場合に、そういうものを含めたとしても、実際の適用の場合はいろいろ問題があると思います。私は、そたとでは、いろいろ感じがいたします。

○政府委員(小林與三郎君) 今いろいろ御意見のありましたことを十分検討いたしまして、政令を作りたいと存じております。

○委員長(本多市郎君) 他に御質問はございませんか。……御発言もないよ

うでありますから、質疑は終局したま

ど認めます。

それから、報告書には多数意見者の

署名を付することになつておりますか

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べと願います。

○加瀬完君 質問の中にお答えがございましたが、これは、地方財政再建促進

を全く無視した業界の実状にそわい悪法であり、前国会の衆、參議院においてこれが改廃を次期国会において講ずるとの附帯決議がなされたのであるが、本国会に提出された地方税法一部改正の要綱には片鱗の言及もなく、あまつさえ両院の附帯決議が葬り去られようとしていることは遺憾であるから、すみやかに本制度を廃止せられたいとの請願。

○委員長(本多市郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

（第一八一八号）

一、公職選挙法改正に関する請願
願（第一八一九号）

公職選挙法改正に関する請願
請願者 兵庫県洲本市外通町七
丁目 南相
紹介議員 竹中 恒夫君
主権在民の正しき実現のために、先定いたしました。

○委員長(本多市郎君) 全会一致であ

ります。よつて本案は、全会一致を

もつて、原案通り可決すべきものと決

定いたしました。

○政府委員(小林與三郎君) 今いろい

ういうような感じがいたします。

○委員長(本多市郎君) 全会一致を

もつて、原案通り可決すべきものと決

定いたしました。

○委員長(本多市郎君) 全会一致を

もつて、原案通り可決すべきものと決

定いたしました。